# ID:　760

## 担当部署:　建設課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 受益者への工事費用負担命令 | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 道路法　第61条第1項 | | | |
| **法令番号** | | 昭和27年法律第180号 | | | |
| 【基準】  　法第61条の規定により、条例の定めによる。  　(受益者負担金)  第61条　道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。  2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |